

稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船の撤去を求める意見書

現在、稲生沢川河口から下田港湾にさしかかる導流堤の脇には、総トン数 90～120 トンと思われる漁船 6 隻が、さらには、既に沈没している総トン数 7.9 トンクラスの 2 隻の漁船、合計 8 隻もの漁船が不法に係留放置されている。

また、油の流出被害が予想されるためかオイルフェンスと思しきもので囲われており、つい数年前までは 5 隻であったことから、廃船捨場と言ってよい状況となっている。川幅 70m 程度のところ 25m 程が 5 隻の廃船で占められており、景観上、船舶の通行上も問題となってくる。

1854 年の安政の大津波の時は、千石船が市街地中心部まで打ち上げられている。千石船の 10 倍もの廃船が東海地震や東南海地震等の大津波により、稲生沢川に押し流されれば、みなと橋や新下田橋を壊し、市街地に押し寄せれば家々を破壊する凶器となる。

以上のことから、東日本大震災や能登半島大地震による津波の被害状況から見ても放置船舶が凶器となることが明らかである。

そこで、次のとおり廃船の撤去を静岡県及び国に対して求める。

記

1. 稲生沢川及び下田港の管理者である静岡県に対し、下田港湾内の不法係留船を早急に撤去されるよう求める。
2. 国は静岡県に対し、撤去のための指導と財政的支援をされるよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 26 日

静岡県下田市議会

衆議院議長	殿	参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿	総務大臣	殿
財務大臣	殿	環境大臣	殿
国土交通大臣	殿	静岡県知事	殿